

2025年(令和7年)2月10日

文部科学大臣 阿部 俊子 様
夜間中学等義務教育拡充議員連盟 会長 丹羽 秀樹 様

基礎教育保障学会 会長 岡田 敏之

夜間中学の制度改善に向けた要請書

日頃より夜間中学をはじめとする基礎教育保障の活動について、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。日本国憲法第26条にある教育を受ける権利を保障する「法律の定め」としての教育機会確保法が公布されてから8年が経過し、基本理念と国及び地方公共団体の責務を定め、国の基本指針を明らかにすること等を通じ、2024年4月には50校を超える公立夜間中学校が活動するまでになりました。

しかし、夜間中学には未解決の諸課題が山積しています。2022年1月、2023年1月、2024年2月に当学会から要請させていただいた内容を基に、その中のいくつかを根本的に考え直し、関連する法律の改正と財政措置の充実、さらに教育機会確保法の見直しなどを求めるものです。

つきましては、以下の諸点につき特段のご配慮をお願い申し上げます。

【I】就学援助制度と教員定数に関する法律の改正と財政措置の充実

① 「就学援助制度」を「全ての夜間中学生」も対象とする制度に改善し、各自治体の「夜間中学生への就学支援制度」の支えとなるよう国としての財政支援を行ってください。

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とあります。したがって、学齢期ではない夜間中学生については義務的でないため、「就学援助」を受け取ることができない夜間中学生が少なからず存在しています。夜間中学に通う生徒の多くは、年金生活者であったり、非正規雇用であったりするため、収入が少ない現実があります。長年の夢であった学ぶ機会を絵に描いた餅にしないためには前提として安定した生活が必要であり、そのためには就学援助が必要不可欠です。

また、数が少ない公立夜間中学に近隣市町村から通学するケースも多く、その場合、基本的に設置自治体と各市町村間での経費分担・就学支援制度の協定締結が必要となります。しかし、大人にも適用できる法律としての就学援助制度がないため、地方自治体独自の就学支援制度を設けなかったり、各市町村との協定締結に向けた努力を怠ったりして、市外からの入学を認めない中学校も複数存在しています。せっかくの学ぶ機会を「お金がない」から通えないという現実を看過し、また設置自治体以外からの入学を認めないことは、教育機会確保法の基本理念から逸脱しており、対策を講じる必要があります。

② 多様な学習者が学ぶことを考慮し、より手厚い教育条件となるよう「義務教育標準法」の改正を行ってください。

昼間の中学校の普通学級に比べると、年齢、国籍、障がいの有無、学習空白の違い等、夜間中学には多様な生徒が集まっています。一般的な同一年齢・同一地域を基準とした「義務教育標準法」による教員配置では確かな学力保障ができません。特別支援学校に準ずる教員配置が必要です。

【Ⅱ】義務教育未修了や夜間中学の実情を踏まえ、より良い教育行政が実施されるような各自治体への指導・助言

「教育機会確保法」(基本理念)第3条5号には「国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。」と明記されていますが、実績のある民間の団体を、夜間中学新設を目指す自治体の「夜間中学検討委員会」に加えないなど、密接な連携ができていないケースも少なくありません。

また、昨年度の要請においては、各地で生起している夜間中学における諸問題について、具体例を挙げながら、多様な生徒の支援が行えるよう、改善のお願いをしました。しかしながら、今年度においても、生徒の願いや気持ちに寄り添うことなく、自治体や学校本位で、入学を断られるケースが生じています。その具体例を5つ挙げます。

- 2024年5月に来日した16歳の少年が、同年10月に関東圏にある最寄りの夜間中学に入学希望の電話をしたところ、2025年度入学受付は2024年8月に終了し、今後は1年半後の2026年4月入学になると言われています。現在本人は、日本での社会的自立ができるだけ早くできるよう、月謝4万の日本語学校に通っていますが、本国では8年間しか教育を受けていないため、現状では日本での高校入学ができません。
- 2023年11月に来日した16歳の義務教育未修了の少年が、2025年度開校する名古屋市立なごやか中学校に入学を希望しています。本人は当校の面接を済ませ、名古屋市も受け入れ可能として、居住自治体との協定を結ぶべく準備をしていましたが、居住自治体から「該当生徒の名古屋市立夜間中学の入学を認めない」という連絡が支援者にありました。理由は「生徒が在籍している中学夜間学級(公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が運営)で充実した学習を継続させていて、学校を替える必要を認めない」というものです。しかし、この中学夜間学級においては授業が週3日しかなく、そこで十分に充実した学習ができているというのは事実誤認であると言わざるを得ません。教育機会確保法はすべての学習者について「義務教育を十分に受けた」と思えるまでの学習保障を目指しているはずです。
- 2024年度53校ある5つの自治体の夜間中学で「在留資格のある外国籍の人」との入学要件が明示されていますが、これは教育を受ける権利の保障の観点において大きな問題があります。
(参考答弁)
 - 「第171回国会 参議院 法務委員会 第15号 平成21年7月7日」における松浦大悟議員の質問における文部科学省答弁(発言045~050)
 - 「衆議院議員阿部知子君提出国際的な人権諸条約の締結及び実施、ならびに外国人の年金や教育等に関する質問に対する答弁書 五について」(2011年12月16日 内閣総理大臣・野田佳彦)
- 2024年度の生徒募集期間中にも関わらず、教室不足、教職員不足を理由に、入学要件を満たしているにもかかわらず、希望する夜間中学への入学を断られるケースが複数の学校で発生しています。また、同様の事態が見込まれるため、夜間中学が積極的な広報を控えている事例も見受けられます。夜間中学に定員を明記している学校も数多く存在している現状では、今後もさらに同様の事態が発生することは、容易に想像できます。
- 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」(第3次改訂版)の中には、「市町村間の経費負担の工夫」として市町村間の連携について記載されています。そのため、域内の連携も一定程度進んできたところです。しかしながら、都道府県を跨いでの連携は進んでいない現状があります。実際、府県を越えての経費負担の制度がないために、隣府県の夜間中学が自宅や勤務先から近距離にあるにも関わらず通えないケースや、居住する県に夜間中学が設置されておらず、距離的に通学可能な隣県の夜間中学に通えないという事例があります。

多様な生徒の学習保障を行うためには、柔軟な対応が必要です。しかし、全国の公立夜間中学校には上記の例のように「教育を受ける権利」が保障されていないケースがまだまだ散見されます。とりわけ、教育機会確保法第3条第4号の周知は何度でもわかるまで繰り返し、引き続き各設置自治体や当該校への指導・助言を徹底していただく必要があります。

【Ⅲ】教育機会確保法の見直し

教育機会確保法附則には、「この法律施行後三年位以内にこの法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。」とあります。この附則に則り、不登校に関する調査研究協力者会議、フリースクール等に関する検討会議、夜間中学設置推進・充実協議会の議論を経て、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」が令和元年6月に出されています。その中で示されている「対応の方向性」においても、上記の問題点を含め、まだ不十分であると言わざるを得ません。また、その後の法の改正も行われていません。

「議論のとりまとめ」が行われた令和元年から既に5年が経過し、「現状・課題」も複雑化しており、再度議論の必要性を感じています。現在の「現状・課題」を整理し、再度「対応の方向性」を示す中で、法を見直し、指針やガイドラインの改訂が必要な時期に来ていると思われます。